

2005年10月17日
(平成17年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録及び許可事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2005年10月7日付けで諮問（第159号）された使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録及び許可事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たりコンピュータ処理の必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市が平成18年4月から保健所政令市に移行することに伴い、使用済自動車の再資源化等に関する法律に定める事務が新たに神奈川県から委譲されることになった。同法は不用となった自動車から生じるフロン類、エアバック類、シュレッターダスト類について、自動車メーカー等が引き取った後の再資源化を行うことを規定したもので、神奈川県から委譲を受けることになる主な事務は、引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破砕業の許可並びに指導となっている。

本業務の執行に当たり、許可登録業務の申請受付から許可証等の発行までの登録許可業務管理システムを導入し、本業務の事務執行の効率化を図ることを

検討するものである。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

① コンピュータ処理をする事務の内容

- ア 引取業者の登録に関する事務
- イ フロン類回収業者の登録に関する事務
- ウ 解体業の許可に関する事務
- エ 破砕業の許可に関する事務

② 取り扱う個人情報

- ア 取引業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者に関する個人情報として氏名、生年月日、住所、本籍、役職、犯罪歴、処分法令違反情報、暴力団員情報、後見人・破産者等の情報
- イ 上記の個人情報のうち、犯罪歴、処分法令違反、暴力団員、後見人・破産者等については、自動車リサイクル法の規定に基づく解体業及び破砕業の許可基準における欠格要件に該当するか否かを判断する情報となる。
- ウ 実際に登録許可業務管理システムで取り扱う個人情報は、氏名、生年月日、住所、本籍、役職となる。

③ 本人以外のものから収集する個人情報

本業務の執行に当たり、自動車リサイクル法の規定により必要な個人データを神奈川県から取得し、引き継ぐものである。

また、本業務の本市への移行後においては、自動車リサイクル法の規定により解体業及び破砕業の許可基準における欠格要件に該当するか否かを確認するため、関係行政機関及び関係地方公共団体に犯罪歴、処分法令違反、暴力団員等に関する情報を照会し、収集するものである。

④ コンピュータ処理をする必要性

本業務の執行に当たり、登録許可業務管理システムを導入することにより申請受付から許可証発行までのシステム処理が可能となることから、事務の迅速化及び効率化を図ることができる。次に、業者ごとの許可及び施設情報を検索することが可能となることから、担当職員間での情報の共有化を図り指導業務等において有効的に活用することが可能となる。

(3) システムの安全対策について

本システムは非公開系ネットワークとして構築し外部との接続はなく、またID及びパスワードを設定し操作者を廃棄物指導担当職員に限定し、システムサーバーは環境管理課内に設置したうえで、施錠により厳重に管理を行う。

日常の安全対策としては、「藤沢市自動車リサイクル法関連業者情報管理システム業務取扱要領」を定め安全対策に努める。

(4) 実施時期

2006年4月1日実施予定

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

実施機関の説明によると、本業務の執行に当たり、登録許可業務管理システムを導入することによって申請から許可証の発行までの事務作業の効率化を図ることが可能となり、また業者検索が容易となることで業者指導業務等において有効的に活用することができることから、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

本業務の処理に当たっては、操作者を限定し、システム機器等の管理についてセキュリティ対策を講じるとともに、「藤沢市自動車リサイクル法関連業者情報管理システム業務取扱要領」を定め処理するため、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上